

グ業者にとって容易に調査して知りうることで、貴社は譲渡禁止特約をファクタリング業者に主張できます。しかしながら、2020年4月施行の改正民法によって、ファクタリング業者から貴社に対し「下請け業者へ支払期日のおりに支払うことを求める」通知をしたにもかかわらず、貴社が支払期日後も数日経っても下請け業者への支払いを行わない場合には、ファクタリング業者に支払わなければならないとされました。また、貴社が面倒だと思えば、法務局へ供託して支払いを免れることもできるようになりました（供託金については、正当な譲受人であれば払い戻すことができるため、正当な債権譲渡か否かの判断を法務局が行うこととなります。供託できるようにする目

的で、譲渡禁止特約を付けることも検討すべきです）。

なお、下請け業者ではなく、従業員が給料債権をファクタリング業者に売却する事例もあります。しかしながら、給料は労働基準法第24条で従業員本人へ直接支払わなければならないため、譲受人に支払うことはできず注意が必要です（金融庁も2020年3月5日に同様の見解を示しています）。

(2)については、そもそも下請け債権がその程度（瑕疵による減額分を差し引いた程度）しか発生していないものと捉え、ファクタリング業者へ減額を主張できます。（弁護士 鈴木 洋平）

える
カフェ

コロナ禍での賢いお金の貯め方、使い方

～コロナウイルス感染リスクの低下？ キャッシュレス決済のススメ～

奮闘中のすべてのドクター・医療従事者の皆さまに対して感謝の拍手を送ります。また、感染予防のため、自粛などさまざまな制約下で、事業の継続、生活の維持のために奮闘されているすべての皆さまにエールを送ります。

新型コロナウイルスは飛沫（ひまつ）感染と接触感染によりうつるといわれています（厚労省「新型コロナウイルスを防ぐには」より）。

接触感染は、感染者が咳やくしゃみなどで周囲の“場所やモノ”にウイルスを付着させてしまい、それを他の者が手で触り、手にウイルスが付着した状態で目・鼻・口を触ると粘膜から感染します。予防するには、「付着した場所やモノに触れない」と、「手洗い・殺菌」をセットにして実行することが有効です。とはいえ、どこにウイルスが付着しているのか、見分けが付きません。

日常的に不特定多数の人が、頻繁

に触るものの中に現金が挙げられます。世界一、「汚れや劣化が少ない」と評されている日本の紙幣。日本銀行のホームページ内「教えて！にちぎん」によれば、千円札は1～2年で交換されるとのことです。しかし、見た目は新札でも、ウイルスが付着しているかどうかは判断することができません。“お金”に触らなければ感染リスクは低下しますが、お金との付き合いを断ち切るとは困難です。

現下の状況では、現金の利用を控え“キャッシュレス決済”を活用すれば多少なりとも感染予防には有効でしょう。そこで接触感染の予防策として、現金からキャッシュレス決済への転換を考えるうえで事業者にとってのメリット・デメリットを挙げると……？



【メリット】

- 資金データの分析・活用
- 現金管理の事務軽減
- 話題性の向上による集客効果期待

【デメリット】

- 決済手数料、その他のコスト増
- 資金繰り悪化懸念
- 従業員教育のための労力

そもそもキャッシュレス決済とは、「クレジットカード（JCB・VISA等）」、「電子マネー（Suica・nanaco等）」、「モバイル決済（PayPay・LINE Pay等）」、「デビットカード（JCBデビット・Visaデビット等）」に大別されます。多様なサービスが混在しており、今後ますます利便性の向上と普及が見込まれます。

人々の生活スタイルが劇的に変化する可能性が囁かれ、キャッシュレス決済の普及はさらに進んでいくでしょう。（ファイナンシャルプランナー 石村 衛）